

現場代理人の常駐義務の緩和について【本格導入】

平成24年4月1日から、受注者の負担を軽減し、より円滑な工事施工を図るため、条件付きで現場代理人の常駐義務の緩和を運用しておりますが、令和2年4月1日公表分から、契約金額の要件を3,500万円未満に引き上げるとともに、本格導入とするものです。

(1) 常駐義務緩和措置の内容

高松市が特に認める場合に限り、工事請負契約約款における現場代理人の常駐義務を緩和する措置で、次の「ア」及び「イ」のいずれにも該当する受注者は、「ウ」及び「エ」のいずれにも該当する工事について、届出書を発注者に提出し、契約期間中、現場代理人を兼務させることを認めることとするものです。(工事請負契約約款第10条第3項の規定による。)

ア 市内企業であること。

イ 過去2年以内の本市発注の同業種工事の工事成績評定点を2件以上有する場合は、それらの平均点が65点未満でないこと。

ウ 市発注工事で工事場所が市内(離島にあっては、同一の離島内。)であること。

エ 契約金額3,500万円未満の全業種に係る工事

(2) 対象工事件数 2件

(3) 常駐義務緩和を受けるための手続について

ア 契約締結時又は契約締結後に、「現場代理人兼務届出書」に所定の事項を記入の上、工事担当課に提出してください。(既に現場代理人として配置している工事の担当課が異なる場合には、当該工事の担当課にもあわせて当該届出書を提出してください。)

イ 兼務を要しなくなった場合には、速やかに「現場代理人の兼務解除届出書」を該当するそれぞれ工事担当課へ提出してください。

(4) 留意事項

ア 工事を兼務する現場代理人は、工事現場の安全管理を徹底するとともに、常に発注者と連絡が取れる体制を確保し、工事施工計画書にその内容を明記してください。

イ 兼務している工事が設計変更(増額変更)により契約金額3,500万円以上となった場合であっても、原則として、引き続き兼務することができます。

ただし、現場代理人が主任技術者を兼ねている場合において、当該技術者につき専任義務が生じたときは、他の工事の現場代理人の兼務を解除する必要があります。

ウ 現場代理人は、駐在する現場に偏りがないよう配慮しつつ、兼務する現場のいずれかに必ず駐在し、兼務する現場の管理運営に努めてください。

エ 安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに兼務を解除し、新たに現場代理人を配置するよう求めることがあります。

この場合において、別の現場代理人を配置できないときは、指名停止措置を講じる
こととなりますので、御注意ください。

オ 現場代理人の常駐を必須とする案件については、当該案件公表時において、あらかじめ緩和措置の適用外である旨を記載します。